

雇用ジャーナル



令和5年6月号

ハローワーク郡山

〒963-8609 郡山市方八町2-1-26
TEL024-942-8609

小野町公式イメージ
キャラクター小桜ちゃん

雇用の動き (令和5年4月内容)

管内の雇用失業情勢は、月間有効求人倍率は、1.64倍と前月比で0.06ポイント低下、前年同月比で0.13ポイント増加した。平成24年6月から130ヵ月連続で1倍を超えている。

新規求人倍率は、2.06倍と前月比で0.72ポイント、前年同月比で0.07ポイント減少している。

1 福島県と全国の有効求人倍率の動向

	令和5年4月	令和5年3月	令和4年4月	前月比	前年同月比
● 全国(季節調整値)	1.32 倍	1.32 倍	1.24 倍	0.00 ポイント	0.08 ポイント
● 福島県(季節調整値)	1.39 倍	1.37 倍	1.39 倍	0.02 ポイント	0.00 ポイント
● 郡山地域	1.64 倍	1.70 倍	1.51 倍	▲ 0.06 ポイント	0.13 ポイント
● 完全失業率(全国)	2.6 %	2.8 %	2.6 %	▲ 0.2 ポイント	0.0 ポイント

2 主要指標(学卒を除きパートを含む)

● 新規求職申込件数	1,701 件	1,541 件	1,645 件	10.4 %	3.4 %
● 新規求人数	3,504 人	4,291 人	3,509 人	▲ 18.3 %	▲ 0.1 %
うち正社員	1,740 人	1,695 人	2,096 人	2.7 %	▲ 17.0 %
● 有効求職者数	6,244 人	6,153 人	6,336 人	1.5 %	▲ 1.5 %
● 有効求人数	10,243 人	10,466 人	9,557 人	▲ 2.1 %	7.2 %
うち正社員	4,711 人	4,788 人	5,164 人	▲ 1.6 %	▲ 8.8 %
● 新規求人倍率	2.06 倍	2.78 倍	2.13 倍	▲ 0.72 ポイント	▲ 0.07 ポイント
● 有効求人倍率	1.64 倍	1.70 倍	1.51 倍	▲ 0.06 ポイント	0.13 ポイント
● 有効求人倍率(正社員分)	1.20 倍	1.23 倍	1.26 倍	▲ 0.03 ポイント	▲ 0.06 ポイント
● 就職件数	491 件	574 件	418 件	▲ 14.5 %	17.5 %

3 雇用保険業務取扱状況

適用	● 適用事業所数	7,821 事業所	7,843 事業所	7,848 事業所	▲ 0.3 %	▲ 0.3 %
	● 被保険者数	152,818 人	154,664 人	155,740 人	▲ 1.2 %	▲ 1.9 %
	● 資格取得者数	2,371 人	2,084 人	4,527 人	13.8 %	▲ 47.6 %
	● 資格喪失者数	4,181 人	2,379 人	3,885 人	75.7 %	7.6 %
	うち事業主都合	266 人	51 人	213 人	421.6 %	24.9 %
	● 離職票交付枚数	2,715 枚	1,536 枚	2,453 枚	76.8 %	10.7 %
給付	● 受給資格決定件数	434 件	318 件	447 件	36.5 %	▲ 2.9 %
	● 初回受給者数	294 人	222 人	359 人	32.4 %	▲ 18.1 %
	● 受給者実人員	1,096 人	1,134 人	1,247 人	▲ 3.4 %	▲ 12.1 %
	● 支給総額	137,216 千円	158,466 千円	174,266 千円	▲ 13.4 %	▲ 21.3 %

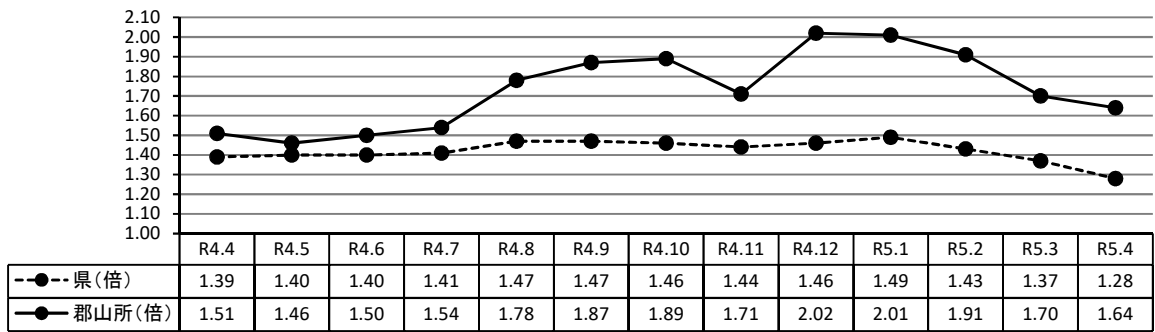
4 就業地別有効求人数

● 郡山市	7,964 人	8,266 人	7,988 人	▲ 3.7 %	▲ 0.3 %
● 田村市	661 人	636 人	546 人	3.9 %	21.1 %
● 三春町	247 人	256 人	229 人	▲ 3.5 %	7.9 %
● 小野町	152 人	154 人	137 人	▲ 1.3 %	10.9 %
合 計	9,024 人	9,312 人	8,900 人	▲ 3.1 %	1.4 %

NO. 1 有効求人倍率の推移

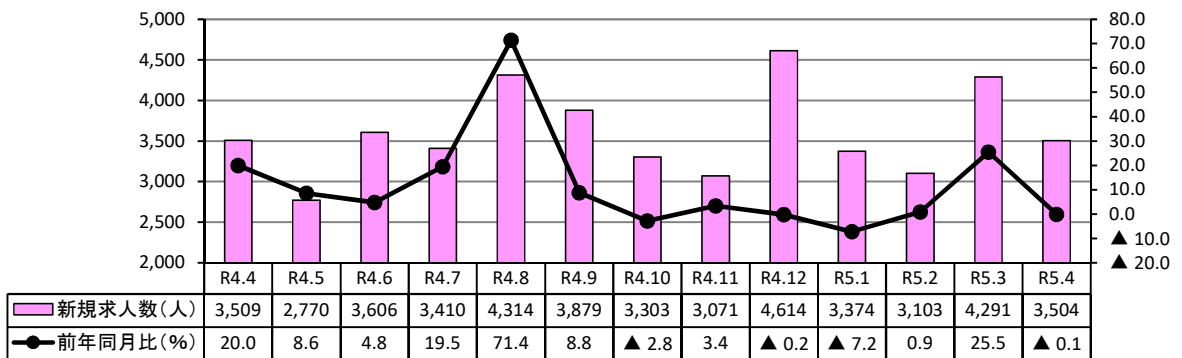
有効求人倍率 前月に比べ0.06ポイント低下

※(注)学卒を除き、パートタイムを含む。県の値は季節調整値。なお令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改定されている。



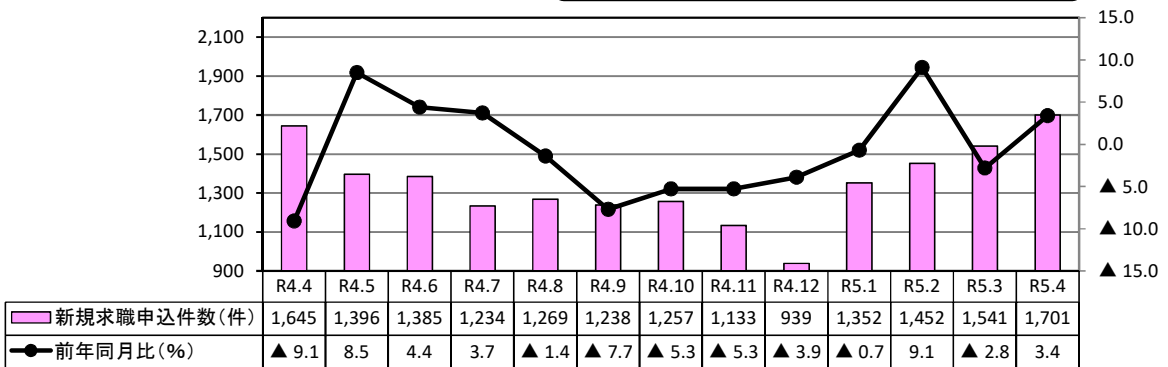
NO. 2 新規求人数の推移

新規求人数 前月に比べ18.4%減少

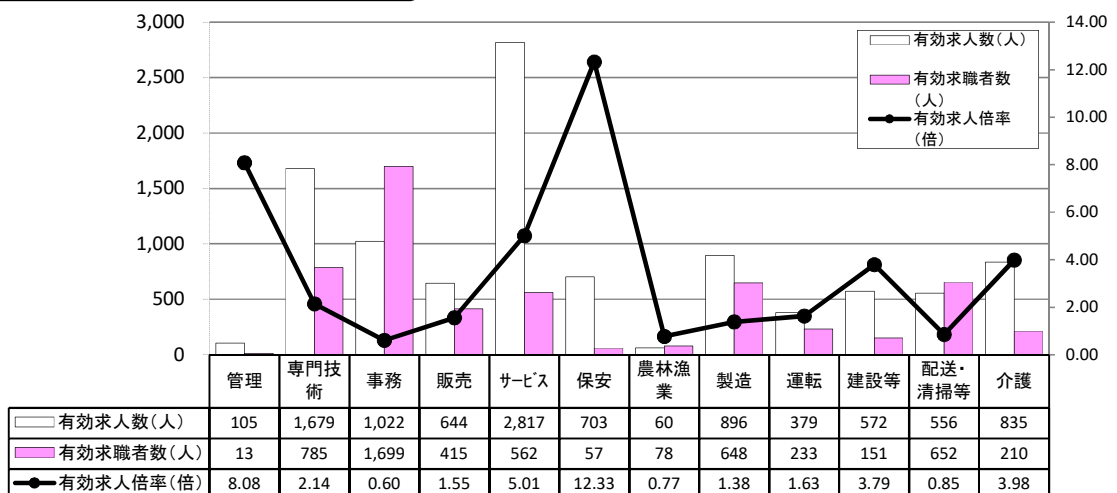


NO. 3 新規求職申込件数の推移

新規求職申込件数 前月に比べ10.4%増加



NO. 4 職業別有効求人倍率



高卒求人のスケジュール

新規高校卒業者の採用選考については、国、県、教育機関、経済団体等が一定のルール「新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ」を定めています。事業主の皆様はこれらのルールを遵守し、求人秩序の維持と適正な採用選考の実施をお願いします。

求人受理開始	令和5年6月1日	※ 7月1日以降確認印がある求人票をお渡し ※ ハローワーク→事業所
求人の公開	令和5年7月1日以降	※ 学校への求人票（写）提示確認印が押印されたものに限る。
職場見学	夏休期間中	※ 事前選考は行わない
推薦開始	令和5年9月5日以降	※ 学校→事業所 ※ 複数応募は10月1日以降
選考開始	令和5年9月16日	※ 面接は必ず実施
採用内定（通知）	令和5年9月16日以降	※ 選考結果は原則1週間以内に通知
就業開始日	卒業後	※ 卒業前の研修・実習は行わない

「令和6年3月新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ」より

ご注意ください

応募書類について

▶ 学校は、生徒の推薦に際し、「全国高等学校統一用紙」を使用すること。また、求人者は、全国高等学校統一用紙以外の提出は求めないこと。

学校および家庭への訪問について

▶ 求人活動のための学校訪問は、求人の申込み後7月1日以降、事前に学校側の了解を得て行うこと。求人者またはその委託を受けた者が、直接家庭訪問し求人活動を行わないこと。

応募前職場見学等について

▶ 求人提出後に実施することとし、実施時期は夏休み期間中とするなど、学事日程に影響の少ない時期とすること。採用選考と異なることから、参加の有無を採否の判断基準に含めないこととし、応募書類をはじめとして生徒に書類を求めることのないようにすること。

文書募集等について

▶ 文書募集は7月1日以降とし、確認を受けた求人票記載内容と異なるものではないこと。また、広告等掲載にあたっては、安定所名及び求人番号を記載することとし、応募者の受付は、学校またはハローワークを通じて行うこと。



誰もが活躍できる職場づくりを進めよう
～外国人雇用はルールを守って適正に～

6月は「外国人労働者問題啓発月間」



外国人を雇用している事業主の皆さん
守るべき雇用ルールを、いま一度チェックしてみましょう

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ
外国人雇用状況届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より



※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。